

総社市地域医療連携に関する協定書（抜粋）

平成27年6月26日締結

総社市と一般社団法人吉備医師会及び公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構倉敷中央病院並びに社会医療法人全仁会倉敷平成病院は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、協定締結者それぞれが相互に連携を図ることにより、市民が医療や介護を要する状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活ができるように、市域を超えた切れ目のない適時適切な医療が提供されることを目的とする。

（連携事項）

第2条 協定締結者は、前条の目的を達成するため、次に挙げる分野について連携・協力する。

（1）地域医療連携ネットワークの確立に関する事項

（2）救急医療体制の確立に関する事項

（3）地域医療を推進するための人材育成に関する事項

（4）医療情報の提供と活用に関する事項

（5）災害時等の医療体制の構築に関する事項

（6）地域の医療・保健・介護・福祉の関係機関との連携強化に関する事項

2 前項各分野において、連携・協力を推進するにあたり、その方策については、必要に応じて別途定める。

学校法人川崎学園と総社市との連携協力に関する協定書（抜粋）

平成27年7月24日締結

学校法人川崎学園と総社市とは、相互の連携協力を強化することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者が相互に連携を図ることにより、医療・保健・福祉等の分野において双方の資源を有効に活用した活動を推進し、また、市民が医療や介護を要する状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活ができるように、市域を越えた切れ目のない適時適切な医療が提供されるなど、地域社会の持続的な発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 両者は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を進めるものとする。

（1）地域の医療・保健・介護・福祉・教育の充実に関すること

（2）地域の医療・保健・介護・福祉・教育を推進するための人材育成に関すること

（3）災害時等の医療・保健・介護・福祉体制の構築に関すること

（4）大学等が有する専門知識を活かした地域振興に関すること

（5）学生及び卒業生が地域の担い手として活躍するための仕組みを作ること

（6）その他両者が協議して必要と認める連携協力に関すること

在宅医療・介護連携推進事業の具体的取組について

平成27年3月 厚生労働省老健局老人保健課

(ア) 地域の医療・介護の資源の把握

1. 地域の医療機関、介護事業所等の住所、連絡先、機能等の情報収集
2. 地域の医療・介護の資源のリスト又はマップの作成と活用

(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

(ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援

1. 情報共有ツールの作成
2. 情報共有ツールの導入支援と活用状況の把握

(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

1. 在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の運営
2. 医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談への対応等
3. 地域包括支援センターとの連携

(カ) 医療・介護関係者の研修

1. 多職種が連携するためのグループワーク等の研修
2. 医療・介護関係者に対する研修

(キ) 地域住民への普及啓発

(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携